

情報提供

那医発第 49 号
令和8年4月22日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579)

記

沖医発第 76号
令和 8年 4月15日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方についての通知となっております。

令和8年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和8年3月9日付け(沖医発第1654号)「令和8年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省より、「一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和8年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

(令和8年4月10日(日医発第128号)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第128号（保険）
令和8年4月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

令和8年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和8年3月5日付け（日医発第1912号（保険））「令和8年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、「一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和8年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載をしております。

<添付資料>

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について
(令8.4.8 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和8年4月8日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

一般名処方加算対象外となった品目の一般名処方について

厚生労働省では、一般名処方加算対象品目について、当省 HP において処方箋に記載する一般名等の標準的な記載を「一般名処方マスタ」として公表しております。

(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shohosen_260401.html)

令和8年度薬価改定において、先発品及び後発品の一部は、薬価が改定されたことに伴い、一般名処方加算の対象外となったところです。これらの一般名処方加算対象外品目については、引き続き電子処方箋システムにて一般名処方できるように運用することとしているため、当該品目の一般名コードを電子処方箋情報管理サービス (https://iryuhokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012115) 及び当省 HP (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shohosen_260401.html) で情報提供をしているところです。一般名処方加算対象品目だけでなく、一般名処方加算対象外品目も含めて、電子処方箋システムにおいて一般名処方を行うためには、一般名処方加算対象外品目に係るコード情報も参照する必要があります。

今般、一部の医療機関から、一般名処方加算対象外品目について一般名処方ができなくなったという事象が報告されていますので、貴管下の関係医療機関等に対し、令和8年度薬価改定を踏まえたシステム更新にあたっては、一般名処方加算対象品目が掲載されている一般名処方マスタだけでなく、電子処方箋管理サービスに掲載されている医薬品コード対応表 (https://iryuhokenjyoho.service-now.com/csm?sys_kb_id=36c773582b800bd0dac2ff3e5e91bf6e&id=kb_article_view&sysparm_rank=18&sysparm_tsqueryId=c84dabda2b8c03548cc7f4645e91bfa8) も参照いただくよう、周知徹底をよろしくお願いいたします。